

2003年4月25日  
日本銀行信用機構室

## 日本銀行の当座預金取引について 取引の相手方の範囲を中心に

### 1 はじめに

日本銀行は、銀行などの金融機関との間で当座預金、貸出、オペレーション（債券売買等）、国庫金取扱い等、多岐にわたる取引を行っています。その中でも、当座預金取引は、日本銀行と金融機関との間の最も基礎的な取引といえ、貸出など日本銀行の他の取引の資金決済は、当座預金の受払等を通じて行われています（図表1、以下、図表については本文末を参照）。

日本銀行の当座預金取引の機能自体を形式的にみれば、金融機関が企業や個人の顧客との間で行う当座預金取引と基本的に同様です。しかし、日本銀行の当座預金（日銀当預）は、以下のような点で、一般的な銀行等の当座預金とは異なる機能を果たしています。

第一に、様々な経済主体によって行われる各種の取引の資金決済が、銀行等を通じて最終的には、日銀当預の入金、引落し、振替によって行われているという点です。日銀当預は、金融機関間の決済を支えることによって間接的に、個人や企業間の資金決済の安全性・効率性確保に役立っています。

第二に、日銀当預は、金融政策を行う日本銀行と、金融機関との直接の資金授受経路であって、日本銀行券とともにベース・マネー<sup>1</sup>を構成しているという点です。

日銀当預は、個々の金融機関の資金の受払と直接的に、かつ多面的に絡み合っているため、日銀当預の受払が滞る等の問題が生じた場合には、決済システム、ひいては金融システム全体の機能に多大な影響を及ぼす可能性があります。例えば、ある金融機関がコンピューターの故障や経営破綻

---

<sup>1</sup> ベースマネーとは、中央銀行および政府の通貨性負債をいい、我が国では日本銀行券発行高、貨幣流通高および日銀当座預金の合計額と定義されています。

によって資金の支払が突然できなくなった場合、その受取資金によって支払を予定していた別の金融機関も支払ができなくなり、決済不能の連鎖が起るおそれがあります。そうした事態になると、経済活動に必要な資金を各経済主体に行き渡らせ、信用やリスクを適切に配分するという金融システムの機能自体が損なわれることも考えられます。

このため日本銀行は、決済システム全体、あるいは金融システムの機能を損なうようなリスク（システムック・リスク）が、日銀当預における受払において顕現化することを防ぐ観点から、当座預金取引等の相手方に一定の要件を満たすことを求め、その経営の健全性や事務処理体制を確認してきています。また、日銀当預を用いた決済の仕組みについても、その安全性・効率性の向上を図るため、当座預金決済および国債決済のRTGS化（後述）など様々な対応を行ってきています

以下では、当座預金取引等の相手方の選定要件、具体的には「日本銀行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選定基準」および「同細目」<sup>2</sup>について解説します。

なお、海外主要国の中央銀行の当座預金の口座開設基準をみると、法律上の根拠の有無を含め国により様々となっています。実際、当座預金取引等の相手方の範囲は、個人、金融機関、国などを外延として、国によりかなり異なっているといえます（図表2）。

## 2 当座預金取引・貸出取引等の相手方の選定基準

### (1) 選定基準の制定、公表

日本銀行は、1998年6月、「日本銀行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選定基準」（選定基準）<sup>3</sup>を決定・公表しました。それまで、

---

<sup>2</sup> 「日本銀行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選定基準」および「同細目」は、日本銀行のホームページに掲載しています（URLは、<http://www.boj.or.jp/about/basic/touyo/touyo01.htm>）。

<sup>3</sup> 当初は、「日本銀行の当座預金取引、手形貸付取引または手形割引取引の相手方に関する選定基準」として決定・公表し、その後、電子貸付の導入を期に2001年に「日本銀行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選定基準」と名称を変更しています。

当座預金取引の相手方は、日本銀行の内部基準に基づいて審査・選定してまいりました。しかし、1998年4月の改正日本銀行法（日銀法）の施行を機に、日本銀行の政策・業務に対する透明性の向上を図るため、従来からの取引先選定方針を選定基準として明文化するとともに、選定基準の細目についても金融機関の実態を勘案しつつ、若干の見直しを加えて公表しました。

当座預金取引の相手方となる金融機関の業態は、これまで徐々に拡大してきており（図表3）、取引の相手方数は、2003年3月末現在で627先となっています（図表4）。また、日銀当預における2002年の資金決済額は1日平均約73兆円に達しており<sup>4</sup>、年間では約18,000兆円と年間の名目GDPの約36倍の規模となっています。

## （2）選定基準の基本的な考え方

### イ. 当座預金取引の相手方の選定に関する考え方

選定基準は、取引を開始したい旨申込んできた先（申込者）が、以下の3点を満たすことを取引開始の条件に掲げています。

- （イ）申込者との取引開始が日本銀行の目的達成に資すること。
- （ロ）申込者の業務および経営の内容、事務処理体制に問題がないこと。
- （ハ）申込者が日銀法第37条に定める金融機関等<sup>5</sup>である場合には、審査に関する契約の締結に応じること。

#### （イ）日本銀行の目的の達成に資すること

選定基準は、申込者との取引開始が、日銀法第1条に定める日本銀行の目的の達成に資することを第一の条件としています。具体的には、物価の安定と金融システムの安定という目的に照らした上で、取引の相手方の範囲を以下のように示しています。

<sup>4</sup> 2002年中の営業日一日当たり平均決済額。ただし、受払片道ベース。

<sup>5</sup> 日銀法第37条に定める金融機関等とは、銀行その他の預金等の受入および為替取引を業として行う者（預金取扱金融機関）、証券会社、証券金融会社、外国証券会社、短資会社、をいいます（日銀法施行令第10条）。なお、同条は、金融機関等に対する一時貸付について定めています。経営の健全性に問題のない金融機関等の緊急かつ一時的な流動性不足に速やかに対処できるよう、一定の期間を限度として、日本銀行が独自の判断で流動性供給を行い得ることを認める規定となっています。

- (a)資金決済の主要な担い手(銀行、協同組織金融機関の上部団体、信用金庫、銀行協会<sup>6</sup>)
- (b)証券決済の主要な担い手(証券会社、証券金融会社、証券取引所)
- (c)インターバンク取引の主要な仲介者(短資会社)

現在、銀行、協同組織金融機関の上部団体、信用金庫については、預金取扱金融機関として顧客に決済手段を提供していることから、資金決済の主要な担い手として相手方の範囲としています。

銀行協会については、その銀行協会が主要な集中決済制度(手形交換など)の運営主体である場合には、相手方の範囲としています。主要な集中決済制度における具体的な資金の受払を日銀当預を通じて安全かつ効率的に行い得るようにすることが、金融機関間の資金決済の円滑の確保を図り、信用秩序の維持に資するという日本銀行の目的達成に資すると考えられるからです。

証券会社、証券金融会社、証券取引所は、証券取引の対価としての資金決済のリスクを削減する観点から、相手方の範囲としています。証券は、金融市場、金融機関間で頻繁に取引されており、証券の対価として決済される資金の金額も大きいこと等から、証券の決済は金融機関間の資金決済と密接な関係を有しています。このため、証券決済の主要な担い手と取引を開始することは、決済システム全体、ひいては金融システムの安定に資すると考えられます。

短資会社については、インターバンク取引の主要な仲介者であるという業務の性格から、当座預金取引の相手方とすることは、金融機関間の資金決済の円滑確保に資すると考えられます。

#### (D) 業務および経営の内容、事務処理体制に問題がないこと

当座預金取引の安全性が確保されるためには、取引の相手方、すなわち日銀当預先の業務や経営の内容、事務処理体制に問題がないことが必要です。このため、選定基準では、申込者の業務、経営の内容および事務処理

---

<sup>6</sup> 集中決済制度の運営主体であって法人格を有するものに限りません。

体制が、当座預金取引の相手方として相応の水準を満たしていることを掲げています。このうち経営内容については、自己資本の充実の状況を基準として判断することとしており、具体的基準を選定基準の細目に業態毎に示しています。

なお、細目は、申込者が証券会社および外国証券会社である場合には、市場プレゼンス（大量の公社債売買実績があること）も合わせて判断基準としています。金融機関間の資金決済の円滑確保を目的とする日本銀行としては、証券会社および外国証券会社について、資金決済への影響が極めて大きいと想定される公社債決済<sup>7</sup>を大量に行う先に限り、当座預金取引の相手方とすることが適当と考えているためです。

#### (八) 審査契約の締結に応じること(日銀法第 37 条に定める金融機関等の場合)

選定基準は、申込者が日銀法第 37 条に定める金融機関等に該当する場合には、相手方の経営内容、各種リスク管理体制を十分に把握できるよう、審査に関する契約の締結に応じることが求めています。日本銀行の職員が金融機関等に立ち入り、内部の経営資料を閲覧したり、事務の現場を直接的に実査することによって、業務運営の実態や各種リスクの管理状況、自己資本の充実度や収益力が詳細に把握できるからです。また、審査を通じて金融機関等の経営の健全性の維持を促すことは、当座預金取引の安全性、ひいては金融システムの安定化のためにも重要と考えられます。

#### ロ. 貸出取引の相手方の選定に関する考え方

選定基準は、当座預金取引と併せて貸出取引<sup>8</sup>の相手方についても示しています。貸出については、当座預金取引の相手方のうち、日銀法第 37 条に定める金融機関等であれば、貸出取引を開始したい旨申込んできた先の業務内容や経営内容等に特段の事情がない限り、取引を開始することにして

<sup>7</sup> 2002 年の公社債の店頭売買高は、3,666 兆円となっており、全国証券取引所の株式売買高 418 兆円と比較すると、約 9 倍となっています（往復ベース）。

<sup>8</sup> 当初は、手形貸付および手形割引取引を対象としていましたが、その後、当座貸越取引および電子貸付取引が追加されています（詳細は後述）。また、商業手形割引取引の取扱い停止に伴って、新たな手形割引取引の相手方の選定は停止しています。

います。これは、信用秩序維持に資するための貸出<sup>9</sup>を必要に応じて迅速に実行することができるよう、予め取引を開始し、所定の基本約定等を締結しておくものです。

### (3) その後の主な改正等

#### イ. 日銀当預決済のRTGS化に伴う改正

##### (1) 当座貸越取引に関する規定の追加

2001年の日銀当預決済のRTGS化<sup>10</sup>に際し、当座貸越取引に関する規定を新たに設けています(図表5)。日銀当預決済がRTGS化されたもとでは、当座預金取引の相手方は、個別の決済の都度、流動性(決済のための資金)を用意する必要があります。このため、RTGS化された日銀当預決済を円滑に進める(決済システムの安全性強化)ためのファシリティとして、日本銀行が当座預金取引の相手方に日中の流動性を供与する当座貸越取引を提供しています(図表6)。

当座貸越取引についても従来の貸出取引と同様に、取引を開始したい旨申込んできた先が、当座預金取引の相手方で金融機関等であれば、日本銀行がその申込に応じることが適当でない<sup>11</sup>と認められる特段の事情がない限り、取引を開始することとしています。これは、当座預金取引の相手方である金融機関等以外の先では、資金の受入れが先行するという一般的な取引慣行があるため資金不足が生じるケースが想定しにくく、原則として、RTGS化後においても日本銀行による日中流動性の供与を要しないと考えられるためです<sup>11</sup>。

<sup>9</sup> 日銀法第33条第1項に基づく貸付・割引、同第37条に基づく一時貸付、同第43条第1項ただし書き認可に基づく証書貸付債権を担保とする貸付をいいます。

<sup>10</sup> 従来、日銀当預の入金・引落し方式については、日本銀行が金融機関の依頼を受けて直ちに1件ごとに処理する即時グロス決済(RTGS=Real Time Gross Settlement)と、特定の時点に蓄積された取引をまとめて処理する時点決済の二つが存在していました。しかし、時点決済の場合には、1件でも取引が完了しないと、金融機関同士の資金の受払を通じて、その時点に行われるはずの決済が全てストップしてしまう可能性があります。このような問題を解決し、システミック・リスクの顕現化を防止することを狙いとして、2001年初から日銀当預決済における時点決済を原則として廃止し、即時グロス決済に一本化(日銀当預決済のRTGS化)しています。

<sup>11</sup> 日銀法第38条に基づく特別融資(いわゆる特融)を実施している先については、そもそも当座貸越取引に必要な担保を取引時点で保有していないと考えられることから、当座貸越取引(日中流動性供与)とは別の枠組み、つまり日銀法第38条に基づく業務の中

また、当座貸越取引の開始と同時に、日銀ネット<sup>12</sup>に、国債DVP同時担保受払機能<sup>13</sup>を新設しています。金融機関等は、この機能を利用することによって、国債購入のための資金全額を用意することなく、買い入れた国債を担保に日本銀行から当座貸越を受けることで決済を繰り返し、日中の資金調達負担を軽減することが可能となっています（図表7）。なお、国債DVP同時担保受払機能は、当座貸越取引先、日銀ネットの利用先、国債振替決済制度の参加者という要件を全て満たす先に提供しています<sup>14</sup>。

#### (四) 集中決済制度の運営主体の相手方の範囲への追加

1998年、外国為替円決済制度を運営する東京銀行協会から、リスク管理策改善のため、制度の参加者相互間の債権・債務関係を制度運営主体（東京銀行協会）と参加者との債権・債務関係に置き換えてネットिंगしたうえで、日銀当預の入金・引落しによって決済する方式への制度変更の要望が寄せられました。また、当時予定されていた日銀当預決済のRTGS化に当たっては、各地の手形交換所の決済についても日本銀行に制度運営主体の受け皿口座を開設して、日銀当預の入金・引落しで行う方向で見直されることが検討されていました。こうした状況に対応して、日本銀行は、集中決済制度の運営主体である「銀行協会」を当座預金取引の相手方の範囲に加えています。これは、このような運営主体と取引を行うことが、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資するという日本銀行の目的に資すると考えられるからです。なお、細則では、申込者が銀行協会である場合には、運営する集中決済制度の安

---

で、特融先の業務継続に支障が生じないよう個々に対処しています。

<sup>12</sup> 日銀ネット（日本銀行金融ネットワークシステム）は、当座預金取引等の決済をオンライン処理により効率的かつ安全に行うためのコンピューター・ネットワークであり、日銀小切手などの現物の保管・搬送のコストや紛失・盗難のリスクを削減するとともに、決済の背後にある取引の約定から決済までの期間を短縮する効果をもたらしています。

<sup>13</sup> 国債DVP（Delivery Versus Payment）同時担保受払機能とは、国債の買い方が、買い入れる国債を担保に日本銀行から当座貸越を受け、同時にその資金を国債買入代金の支払に充てることを可能とする仕組みをいいます。詳細は、「国債決済の「RTGS化」の枠組みについて」参照（URLは、<http://www.boj.or.jp/set/98/set9809b.htm>）。

<sup>14</sup> 「当座勘定（同時担保受払時決済口）基本要領」により定められています（URLは、<http://www.boj.or.jp/seisaku/00/giji00095.htm#betsu3>）。

定性および効率性を併せて選定の判断基準とすることを明示しています。

#### ロ. 電子貸付取引の実施に伴う改正

2001年の電子貸付<sup>15</sup>の開始に伴い、その取引の相手方に関する規定を新設しています。

電子貸付取引は、取引を開始したい旨申込んできた先が、当座貸越取引および手形貸付取引の相手方で金融機関等であれば、日本銀行がその申込に応じることが適当でないとは認められる特段の事情がない限り、これに応じることとしています。なお、取引開始において、当座貸越取引の相手方であることを要件としていますが、これは、当座貸越取引の相手方が比較的頻繁に本行から日中所要資金の供与を受ける必要のある先であることから、利便性の高い電子貸付に対するニーズが相対的に高いと考えられるためです。また、手形貸付取引の相手方であることも要件としていますが、これはシステム障害時など電子貸付の実施が不可能な場合の最終的な代替手段として、機動的な貸付を行い得ることが適当との考えによるものです。

#### ハ. 銀行持株会社等との調査契約に関する改正

1997年の独占禁止法の改正によって、いわゆる純粹持株会社の設立が解禁されたことから、日本銀行の当座預金取引の相手方である銀行や証券会社の持株会社等が相次いで設立されました。このため、日本銀行は、2002年に主要銀行グループを中心とした持株会社等の成立が差当たり一巡したことをふまえ、取引の相手方等の意見聴取等を経て、当座預金取引を開始したい旨申込んできた先が持株会社等を有する場合の規定を設けました<sup>16</sup>。

具体的には、申込者が持株会社等<sup>17</sup>を有する場合には、持株会社等が立入りを含む調査に関する契約<sup>18</sup>を締結していない時は、これの締結に応じる

---

<sup>15</sup> 電子貸付とは、手形または証書を用いることなく日銀ネットにより行う当座貸越以外の資金の貸付をいいます。電子貸付によって日銀ネットを利用した貸付事務の効率化が進み、貸付申込の締切時刻の繰下げが可能となるなど、より機動的な対応が可能となっています。

<sup>16</sup> それまでは、個別に協議の上、持株会社等と立入調査契約を締結していました。

<sup>17</sup> 銀行持株会社（銀行法第2条）証券持株会社（証券取引法第59条）およびこれら二者と同様の経営管理機能を有する審査契約締結先ではない親会社をいいます。

<sup>18</sup> 「調査に関する契約書」の雛形は、日本銀行ホームページに掲載されています（URLは、



こと、申込者が「[考査に関する契約書](http://www.boj.or.jp/about/basic/touyo/touyo02a.htm)」<sup>19</sup>第 12 条に定める守秘義務および持株会社等が申込者に対して負いうる守秘義務の一部解除に関する契約の締結に応じること、を取引開始の要件としています。

これは、持株会社等が当座預金取引の相手方の銀行等の経営管理機能を担うと判断される場合には、持株会社等に対して立入りを含む調査を実施しうる体制を確保することが、日本銀行の使命を達成する上で必要なためです。したがって、調査契約による持株会社等への立入調査は、日本銀行の当座預金取引の相手方への考査を補完するために、相手方の業務および財産の状況等を把握するのに必要な範囲で行われます（[図表 8](#)）。なお、守秘義務契約の一部解除に関する契約は、当座預金取引の相手方の業務および財産の状況等に関する情報を、日本銀行、持株会社等、および当座預金取引の相手方間で共有できるようにすることで、これら三者間の連絡・調整を円滑に行うための対応です。

### 3 むすび

日本銀行は、今後とも、金融制度や決済慣行の変化等に適時適切に対応しつつ、以上に述べた選定基準等に照らして、政策・業務の透明性に配慮しながら、厳正・公平に取引の相手方を選定していく方針です。

以 上

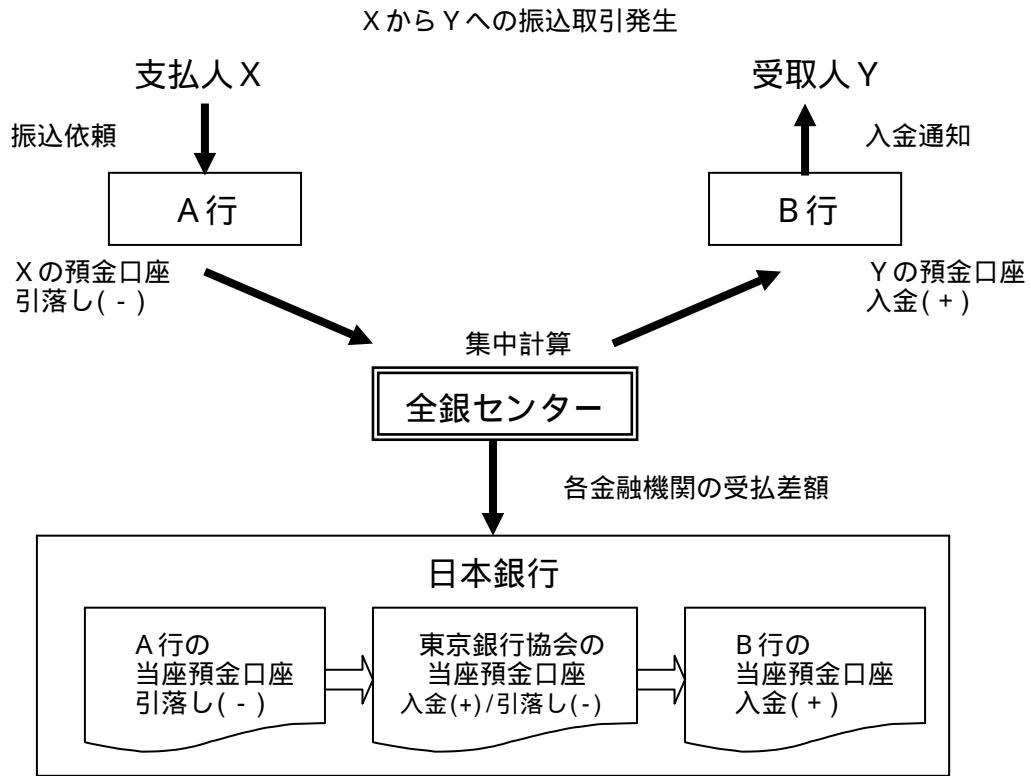
---

<http://www.boj.or.jp/about/basic/touyo/touyo02a.htm>）。

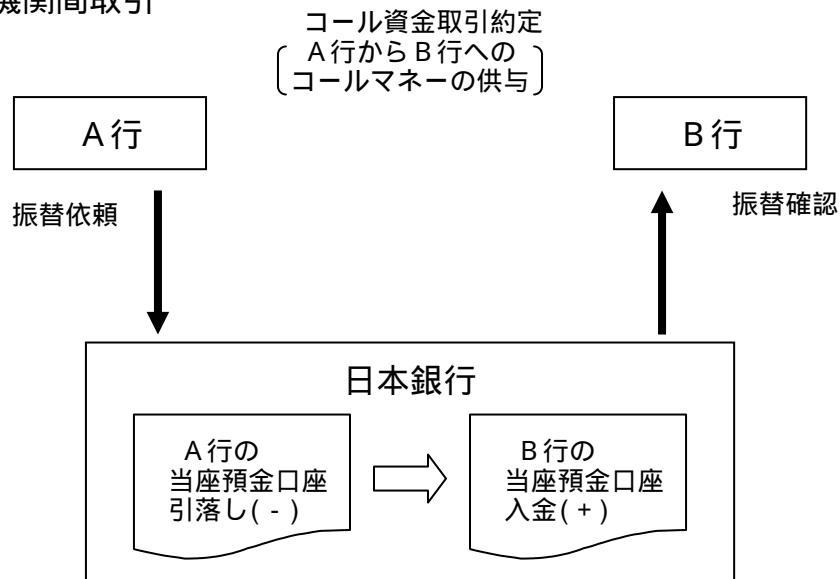
<sup>19</sup> 「[考査に関する契約書](http://www.boj.or.jp/about/basic/touyo/touyo02.htm)」の雛形は、日本銀行ホームページに掲載されています（URL は、<http://www.boj.or.jp/about/basic/touyo/touyo02.htm>）。

< 図表 1 : 当座預金取引の概要 >

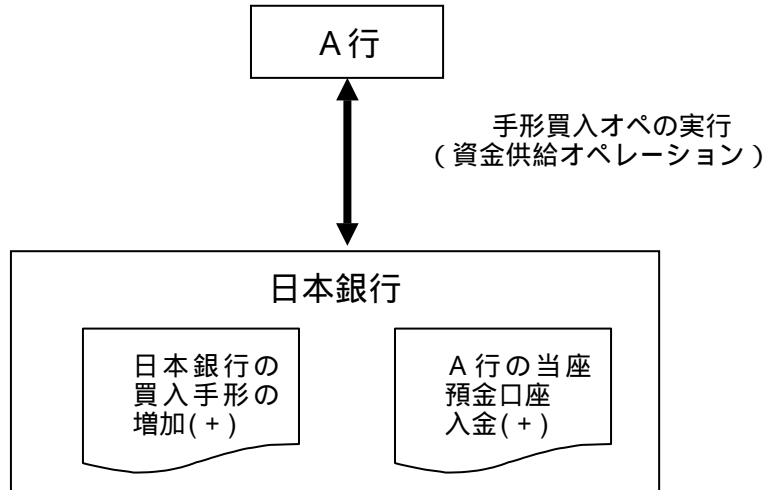
例 1 : 口座振込による送金



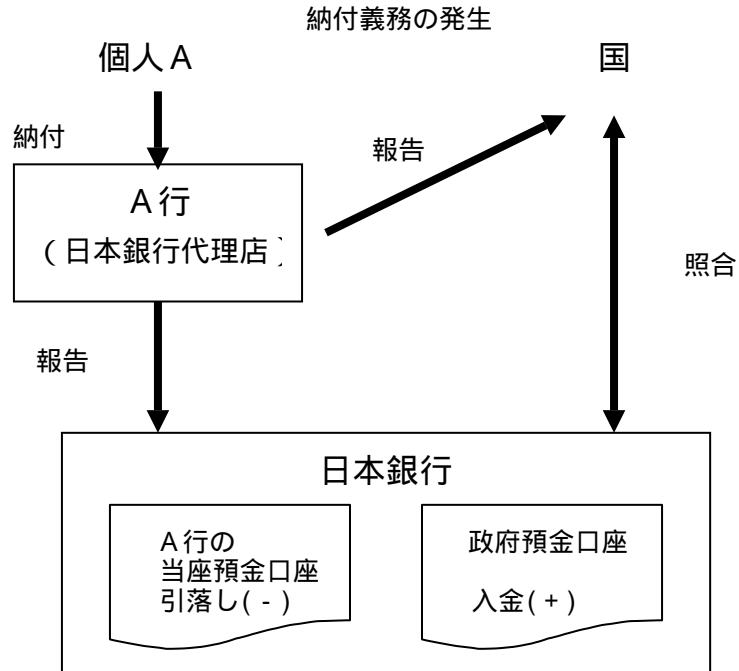
例 2 : 金融機関間取引



例 3 : 日本銀行との取引



例 4 : 国庫金



< 図表 2 : 各国中央銀行の当座預金取引等の現状 >

1. 当座預金取引

	ECB (欧州中央銀行)	ドイツ・ブンデスバンク	フランス銀行	BOE (イングランド銀行)	F RB (連邦準備制度)
当座預金取引の目的		・ファイナリティのある決済手段の提供 ブンデスバンク法第 3 条で、内外の支払決済の整備および決済システムの安定への貢献は同行の責務とされている。	・金融政策の実施及び決済システムの円滑な運行と安定性の確保。 ・国家及び機関への銀行サービスの提供。	・通貨の安定の維持 ・金融システムの安定の維持 ・金融サービスの効率性の維持 (注)2002 年 11 月、当座預金取引政策に関する文書が公表されている。	・ファイナリティのある決済手段の提供。 ・準備預金制度の適用。
口座開設に係る基本スタンス	・現状、当預取引なし 各国中央銀行の当預取引を通じた取引。	・受動的 一般法人、個人の口座開設に関しては抑制的。	・受動的 一般法人、個人の口座開設に関しては抑制的。	・抑制的 上記目的に照らし必要ないとみなした先には口座開設は認めないというスタンス。	・受動的 法令・内規に定められた基準・手続を満たす限り、原則として口座開設に応じる。
口座開設基準					
法律上の基準	・条約上は、ECB も、取引実行のため、金融機関、公的主体および市場参加者向けに口座開設が可能 (ECB 法第 17 条)。	金融機関 (ブンデスバンク法第 19 条) 連邦政府、地方政府等公共機関 (同第 20 条) 国内外の自然人、法人 (同第 22 条)	金融機関 国庫、郵政省の金融サービス部門、公的金融機関 証券会社 外国中央銀行及び外国金融機関 国際金融機関及び国際機関 フランス銀行職員および 1993 年以前にフランス銀行に顧客口座を開設したその他全ての個人 一般理事会がフランス銀行に口座を開設することを明確に認可したその他の組織および個人 [金融財政法典(Code monétaire et financier) L.141-8]	・なし	連邦準備制度加盟銀行 (国法銀行、州法銀行、信託会社) [ 連邦準備法<FRA> § 13(1), 1 (3) ] その他の預金取扱金融機関 (商業銀行、相互貯蓄銀行、連邦貯蓄銀行、貯蓄貸付機関、信用組合) [ FRA § 13(1),19b(1)A ] 資産 10 億ドル超の外国銀行の支店・代理店 [ FRA § 13(14),国際銀行法 § 7, Regulation K<12CFR § 211.21(b),(d)> ] エッジ・アクト法人 [ FRA § 25A,25 ] 預金保険公社等政府関係法人 [ 31USC9107, 預金保険公社法等、個別立法 ] 政府 [ FRA § 13(1),15 ] 他の連邦準備銀行 [ FRA § 14(e) ] 外国政府、中央銀行 [ FRA § 14(e) ] IMF 等国際機関 [ 1945 年ブレトンウッズ協定法 § 6 等、個別立法 ]
内規等実務上の基準		金融機関、連邦・州政府等公共機関 ・ブンデスバンクの「銀行の銀行」、「政府の銀行」としての機能から、申請に基づきほぼ自動的に承認。 銀行免許、登記等の形式的資格要件のみを確認。 外国銀行のうち、EU 内に本拠地を置く先、G10 諸国等、EU 各国と同レベル以上の監督体制を有すると認められる国に本拠地を置く先、については国内銀行と同一の取扱い (ほぼ自動的に承認)。その他の先については、マネーロンダリング防止等の観点から申請毎に実質審査。 一般法人、個人 ・一般法人は、頻繁かつ多額な決済が見込まれる先に限る。個人は、ブンデスバンク職員・旧職員および債券保管口座保有者に限る。 職員口座は主として給与支払、行内貯蓄用。	金融機関 ・全ての基準を満たした上で、申請に基づき自動的に承認。 但し、EEA (European Economic Area) に本拠地を置く先以外は、受け入れていない。 外国中央銀行及び国際機関 ・フランス銀行による判断。 個人 ・フランス銀行職員以外新規受入れなし。	・以下の資金決済システムの参加者。 極めて重要な資金決済システム CHAPS,CLS など。 幅広い範囲で重要な資金決済システム (重要だが ほどではない) 現状、BACS,Cheque & Credit Clearings など。ただし、積極的に取引しようとするものではない。 その他の決済システム 現状、LINK ATM など。ただし、一般的には取引は行わない。	・連邦準備銀行 (連銀) に当座預金取引口座を開設するには以下の基準を満たさなければならない (Operation Circular 1" Account Relationship" )。 その連銀の管轄区域内に所在すること [ § 2.2 ] 法定対象先 (上記) に該当すること [ § 2.2 ] 口座利用条件等に合意する旨の書面を提出すること [ § 2.2,Appendix ]  ・日中当座貸越の適格性については、対象となる金融機関の経営状態の分析を行い、ペイメント・リスク・ポリシー (Federal Reserve Policy Statement on Payments System Risk <4FRRS9-1000> ) に基づき、利用上限額等を判断。
取引先数		・約 6,700 先 (金融機関: 約 4,500 先、公共機関: 約 2,200 先) 上記の他、一般法人、一般個人およびブンデスバンク職員・旧職員向けが 29,100 先。	・約 1,000 先 (銀行: 約 800、海外中央銀行: 約 150、国際機関: 約 50) 上記は、個人を除く。	約 100 先	約 21,000 先 (商業銀行: 約 8,600) その他は、貯蓄銀行、貯蓄貸付組合、協同産業銀行、貸付組合。

2. 貸出取引<sup>1</sup>

	ECB (欧州中央銀行)	ドイツ・ブンデスバンク	フランス銀行	BOE (イングランド銀行)	FRB (連邦準備制度)
貸出取引の目的	・金融市場における一時的な資金不足を調節 (各国中央銀行を通じて実行) し、通常、翌日物金利の上限を画す。 各国の法制等に応じて、公開市場操作で行われる金融調節取引も法的に「貸出」と構成される例もあるが、ここではこれを除く。	・金融市場における一時的な資金不足を調節し、通常、翌日物金利の上限を画す。 公開市場操作で行われる金融調節取引も法的には「貸出」と構成されるが、ここではこれを除く。	・金融市場における一時的な資金不足を調節し、通常、翌日物金利の上限を画す。 公開市場操作で行われる金融調節取引も法的には「貸出」と構成されるが、ここではこれを除く。	・金融政策実行上のツール (レポ) 金融調節の手段は専らレポ・オペ。調節目的の貸出は現在行われていない。 ただし、金融調節のツールに関する定めはないため、理論上はBOEの裁量により貸出も行い得る。	・金融政策 ・金融システムの健全性の維持 [ Regulation A § 201.1(b) ] (注) 2002年に制度の見直しが行われ、2003年1月から新制度 (primary credit, secondary credit) が導入される。
基本スタンス	・受動的	・受動的	・受動的	・抑制的	・抑制的
対象先	・金融機関およびその他の市場参加者 (ECB 法第 18 条) 準備預金対象先かつ、経営上健全な先で各国中央銀行が定める円滑な金融調節実行のための諸基準を満たす先。	・金融機関 (ブンデスバンク法第 19 条) 準備預金対象先かつブンデスバンクの当預および担保口座を保有する先 (取引約款第 5 章第 1 項)。	・フランス銀行の当座預金口座に準備預金を有し、銀行監督上健全であり、フランス銀行によって定められた業務基準を遵守する先。	・金融機関 BOE のオペレーションを実行できる技術的能力があり、市場で一定のプレゼンスを有している等、BOE が定める要件を満たす先。 [The BOE's Operations in the Sterling Money Markets ( )]	連邦準備制度加盟銀行 (国法銀行、州法銀行、信託会社) [ FRA § 10B, 1 (3) ] その他の預金取扱金融機関 (商業銀行、相互貯蓄銀行、連邦貯蓄銀行、貯蓄貸付機関、信用組合) [ FRA § 19(b)(7), 13(1) ] 資産 10 億ドル超の外国銀行の支店・代理店 [ FRA § 13(14), 国際銀行法 § 7, Regulation K < 12CFR § 211.21(b), (d) > ] 個人、パートナーシップ、事業法人 [ FRA § 13(13) ]
約定締結等の有無	・あり	・あり	・あり	・あり	・あり
担保の事前差入れ	・各国毎に異なる。	・あり	・あり	・なし	・あり 法によって求められているわけではないが、ほとんどの金融機関が、流動性不足時に速やかに貸出を受けられるよう、事前に担保を差入れている。
種類・実行基準等					
法定されているもの	・限界貸付ファシリティ	・限界貸付ファシリティ (取引約款第 5 章 31 項)	・限界貸付ファシリティ  [欧州共同体を設立する条約 (第 2 章、105 条)、欧州中央銀行制度 (ECB) および ECB に関する法律、フランス銀行法 (金融財政法典)]  フランス銀行は、同法典の下、決済システムの円滑な運行と安定性を確保する使命を有しており (決済システムの円滑な運営推進に関する ESCB の使命を果たすための枠組みの中で)、当該使命を果たすために貸出を行う可能性がある。	・規定なし	[ Regulation A ] primary credit [ § 201.4(a) ] 連銀が認定基準に照らして健全と認める預金取扱金融機関に対する貸出。通常は、ごく短期の貸出で受動型貸出に近いが、連銀が裁量の余地を確保している。 secondary credit [ § 201.4(b) ] 上記の対象外の預金取扱金融機関に対する貸出で、(I) 当該金融機関の資金調達難を解消するために一時的な貸出が必要であると認められる場合、(II) 深刻な財政難に陥った金融機関の破綻処理を円滑に行うために必要であると認められる場合に実施され得る。 よりも高い金利が適用される。 extended credit [ § 201.4(c) ] 預金流出など流動性の悪化、長期間の資金繰りの逼迫に見舞われた金融機関の資金需要に応えることを目的とする貸出。他の調達手段を全て使い果たしていること、流動性の問題を解消するための計画を策定していること、財務状況に関する情報を地区連銀に提出すること、を条件として実施される。 emergency credit for others [ § 201.4(d) ] 緊急時における個人、パートナーシップ、預金取扱金融機関以外の法人向けの貸出。

<sup>1</sup> LLR (最後の貸し手の機能) としての貸出については、特例的な性質を有することから予め開示される事項は少ない。このため、FRBを除き、本表へは記載していない。

内規等実務上の基準	・通常は、適格担保がある限り受動的に実行。	・通常は、適格担保がある限り受動的に実行。	・通常は、適格担保がある限り受動的に実行。	・BOE等の判断で実行。	・連銀の判断で実行 担保の範囲、金利の計算方法等、貸出条件の細則は、Operating Circular 10に定められている。
取引先数	・3,065先 各国の利用先の合計。	・2,003先	・約50先	・18先	・非公表

< 図表 3 : 当座預金取引の相手方の範囲の拡大 >

	銀行	協同組織金融機関の 上部団体	証券会社 証券金融会社	短資会社	信用金庫	証券取引所	銀行協会
1880年代	1882 普通銀行						
1920年代	1926 外国銀行						
1930年代		1937 協同組織金融機関の 上部団体	1939 証券会社				
1940年代				1942 短資会社			
1950年代	1951 相互銀行		1950 証券金融会社				
1960年代					1960 信用金庫		
1970年代							
1980年代			1986 外国証券会社				
1990年代	1993 信託銀行子会社		1993 証券子会社			1994 証券取引所	
2000年代							1998 銀行協会

(注) 網掛けが当座預金取引の相手方

< 図表 4 : 日本銀行の当座預金取引の相手方数 ( 2003 年 3 月末 ) >

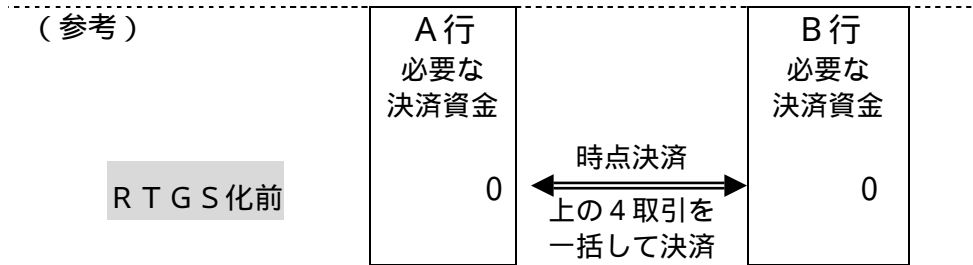
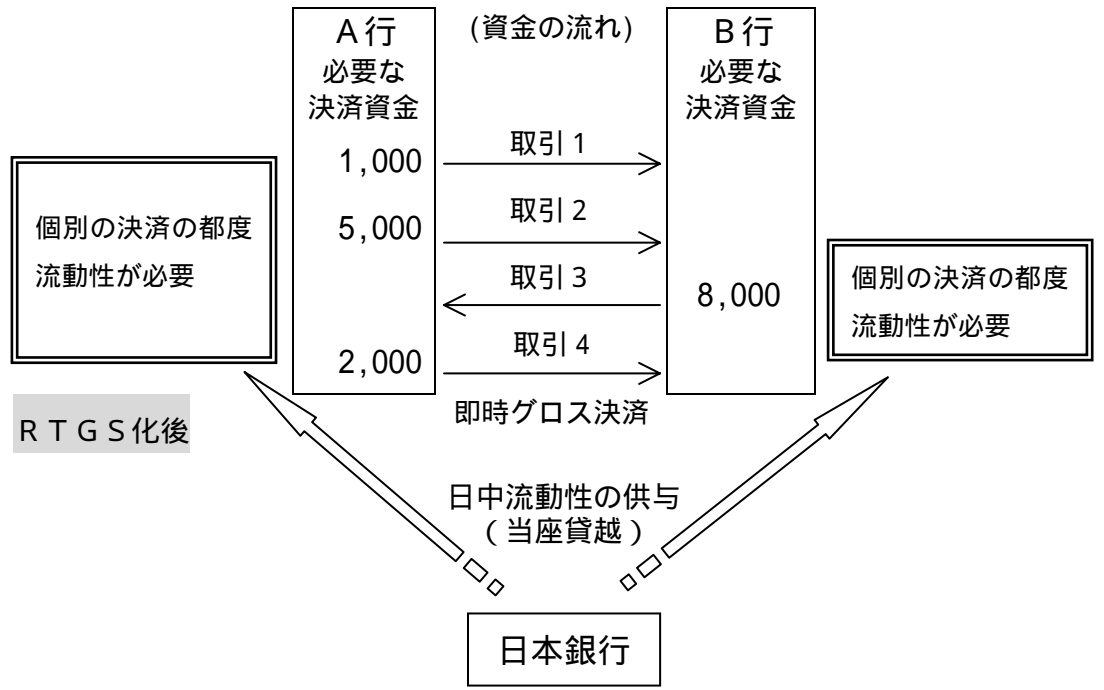
都市銀行	7	信用金庫	300
地方銀行	64	協同組織金融機関の上部団体	5
第二地方銀行協会加盟行	53	短資会社	3
信託銀行	27	証券会社	44
在日外国銀行	72	証券金融会社	3
長期信用銀行	2	証券取引所等	3
その他とも合計			627

< 図表 5 : 選定基準の改正の経緯等 >

改正年月	改正内容等
1998 年 6 月	選定基準の制定・公表
11 月	集中決済制度の運営主体 ( 銀行協会 ) を取引の相手方の範囲に追加
2000 年 10 月	当座貸越取引の導入に伴う規定の追加
2001 年 1 月	( 日銀当預決済の R T G S 化 ) ( 当座勘定<同時担保受払時決済口>の設置 )
6 月	電子貸付取引の導入に伴う規定の追加
2002 年 8 月	当預取引先が持株会社等を有する場合の規定の追加



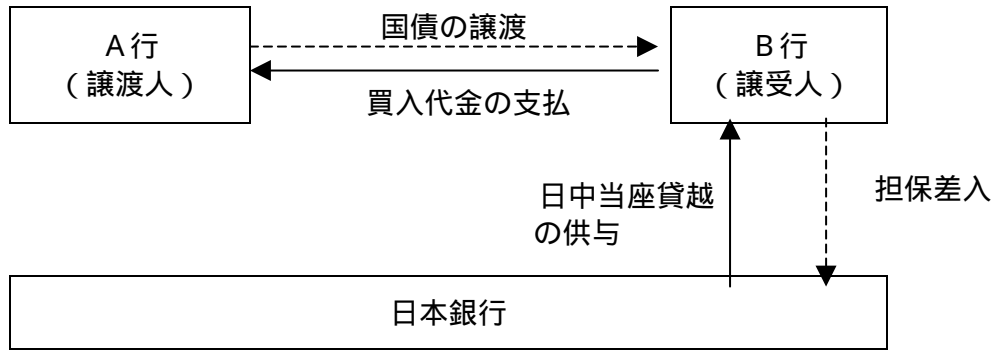
< 図表 6 : 日銀当預決済の RTGS 化と日中流動性の供与



< 図表 7 : 国債 DVP 同時担保受払機能の概要 >

例：国債の譲受人が国債 DVP 同時担保受払機能を利用する場合

下図 ~ の処理を同時に行う。



< 図表 8 : 審査と立入調査の関係 >

